

アクトワンリーガルレポート vol.16 (14C5・2014/09/01)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーマ：パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(政府大綱)について

政府大綱にいたる経緯

パーソナルデータの利活用について、現在、以下のとおり急速に制度見直しが進行している。

- (1) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 17 日閣議決定)
- (2) 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
- (3) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成 26 年 6 月 17 日)

なお、政府大綱については、法律要綱案もないままパブリックコメントが終了し、平成 27 年 1 月の通常国会に個人情報保護法改正案及び制度見直しにかかる法律案が上程される見通しとなっている。

政府大綱の概要

- ① 保護されるべきパーソナルデータの範囲を明記(グレーゾーンの解消)
- ② 保護対象となる「個人情報等」の定義の該当性は第三者機関が解釈の明確化
- ③ 「個人特定性低減データ」は再識別禁止など適正な取り扱いを定めることにより、本人の同意を得ずに利用可能とする必要な措置を講じる。
- ④ 消費者等も参加するマルチステークホルダースキームを介して、業界の特性に応じた独自のルールを策定し、その実効性確保に第三者機関が関与する枠組みを創設。
- ⑤ 第三者機関の実効性ある執行・監督等を可能とするよう各府省との関係を整理

政府大綱の問題点

- (a) 保護対象がどこまで政省令で具体的に規律されるか不透明。
- (b) 第三者機関の内容、「個人特定性低減データ」の定義が不明確。
- (c) マルチステークホルダースキームの内容が不明確(消費者団体の取り込み?!)。
- (d) 制度見直しについてのコスト負担の議論不十分。
- (e) 準個人情報の取り扱いについては言及なし。

総括

パーソナルデータの利活用促進は不可避であり、今後急速に具体的な制度設計が行われると予想されるが、今後公表予定の法律案の内容には注意を払う必要がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.17 は、「行政不服審査法改正について」(14C6)の予定(2014/10 発行予定)としております。 以上